

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 92 号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(客引き行為等対策指導員)

第2条 啓発活動その他の客引き行為等の禁止その他客引き行為等を行わせないようにするための取組に関する事務を行わせるため、客引き行為等対策指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務を行うときは、客引き行為等対策指導員証(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 京都市客引き行為等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 (第2条関係)

		第 号
客引き行為等対策指導員証		
写真	所 属	
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する客引き行為等対策指導員であることを証明します。		
年 月 日		
	京都市長	印

(文化市民局市民生活部くらし安全推進課)